平成２４年（フ）第９１号
山口県下関市秋根北町５番７－Ａ602号　ノビリティ新下関
債務者　中塚　惠子
1　決定年月日時　平成24年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第９８号
山口県下関市彦島迫町４丁目10番28号
債務者　イオリ設備こと　伊織　節生
1　決定年月日時　平成24年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１００号
山口県下関市彦島桜ケ丘町５番17号
債務者　辛島　節枝
1　決定年月日時　平成24年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
山口県下関市小月本町１丁目７番22号　コーポＳＯＶＩＥ203号
債務者　永井　政宏
1　決定年月日時　平成24年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
山口県下関市彦島角倉町１丁目７番25号　大谷アパート２号、前住所山口県下関市新地町６番22　503号
債務者　小川　佳子
1　決定年月日時　平成24年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第９９号
愛媛県新居浜市喜光地町１丁目10番42号、前住所愛媛県新居浜市泉池町10番６号
債務者　小寺一二三
1　決定年月日時　平成24年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１８５号
福岡県久留米市安武町安武本1274番地12　公社安武200棟255号、申立時の住所福岡県久留米市本町161番地　第17上野ビル802号
債務者　野本　徳寿
1　決定年月日時　平成24年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１９２号
福岡県久留米市南薫町1560番地１　ローレルハイツ南薫103号
債務者　八山惠巳子
1　決定年月日時　平成24年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２０２号
福岡県久留米市津福今町252－２　グリーンハイツ今村第３　第２－201、住民票上の住所福岡県久留米市荒木町荒木333番地４
債務者　瀬戸　大助
1　決定年月日時　平成24年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第５５号
福岡県柳川市西浜武68番地４
債務者　塚﨑　敏範
1　決定年月日時　平成24年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
福岡県柳川市西浜武68番地４
債務者　塚﨑　陽子
1　決定年月日時　平成24年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第５７号
福岡県柳川市上宮永町939番地
債務者　木原ヨソエ
1　決定年月日時　平成24年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
福岡県三潴郡大木町大字福土187番地
債務者　櫛部　和寛
1　決定年月日時　平成24年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
宮崎県延岡市船倉町１丁目４番地17　酒井コーポ３Ｆ２号
債務者　藤田　真有（旧姓入佐・甲斐）
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第２１０号
兵庫県川辺郡猪名川町白金１丁目111番地13
債務者　青木　絹代
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１６０号
広島県福山市多治米町２丁目22番10アルファリビング福山多治米309、住民票上の住所広島県福山市川口町３丁目25番６号
債務者　籌　　敬士
1　決定年月日時　平成24年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第４４５号
熊本市中央区世安町212番地　世安町団地２棟610号
債務者　成瀬奈美子
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係